

《呉市危険建物除却促進事業》

補助金交付申請必要書類

■ 共通		
①	補助金交付申請書	(様式第5号) 危険建物の認定日から 30日以内
②	事業実施計画書	(様式第6号)
③	解体工事見積書(写し) ※解体業者作成 要会社印	内訳を記載したもので、対象外工事が含まれる場合は、対象内外を分けた見積書
④	解体業者※の許可書等の写し ※呉市に本店、営業所等を有する事業者	建築工事業、土木工事業、解体工事業のいずれかの許可書の写し、又は解体工事業の登録証の写し。 許可の更新中は、更新申請の写しを添付
⑤	建物除却後における災害防止対策計画書(交付申請時用)	崖上の場合 <u>防水シート敷き等</u> の措置が 必ず必要
⑥	本人確認書類の写し	住所・氏名・生年月日が確認できるもの (運転免許証、マイナンバーカード等)
■ 手続きを委任する場合		
⑦	委任状(様式第3号)	申請者以外の方が手続きをする場合
■ 申請者が建物所有者の法定相続人の場合		
⑧	戸籍の全部事項証明書、住民票等	登記名義人の死亡及び申請者との関係が確認できる書類
⑨	疑義解決確約書(その1)	
■ 申請者が土地所有者で建物所有者と異なる場合		
⑩	建物所有者同意書	建物所有者の同意が必要 ※建物の所有者が複数の場合、疑義解決確約書(その4)が必要
■ 申請者は建物所有者であるが、土地所有者が違う場合		
⑪	土地所有者(管理者)同意書	土地所有者の同意が必要 ※土地の所有者が複数の場合、疑義解決確約書(その4)が必要 ※土地所有者が確知できない場合、疑義解決確約書(その5)が必要
■ 所有者が複数の場合(土地、建物共)		
⑫	疑義解決確約書(その2)	代表者による確約書
■ 建物が未登記の場合		
⑬	疑義解決確約書(その3)	要相談
■ 土地所有者が確知できない場合		
⑭	疑義解決確約書(その5)	要相談(弁護士による調査報告書が必要)